千葉県医療介護総合確保促進会議設置要綱

平成29年5月16日制定

(目的)

第1条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年 法律第64号)第4条第4項の規定により、地域における医療及び介護の総合的 な確保のための事業の実施に関する計画(以下、「千葉県計画」という。)の作成 等に当たって、広く有識者からの意見を聴取するため、千葉県医療介護総合促進 会議(以下、「会議」という。)を設置する。

なお、会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

(検討項目)

第2条

- (1) 千葉県計画の作成又は変更及び推進について
- (2) その他医療及び介護の総合的な確保のための事項について

(委員)

- 第3条 会議は、市町村長、医療又は介護を受ける立場にある者、医療保険者、医療機関、介護サービス事業者、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者から構成し、委員定数は、30名以内とする。
- 2 委員の任期は、3年とする。

(組織)

- 第4条 会議には、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会議の議事を進行する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 会議は、健康福祉部長が委員を招集し開催する。
- 2 委員に事故あるときは、あらかじめ委員が指名した者を出席させることができる。
- 3 健康福祉部長は、必要に応じて関係者に出席を求め、意見及び説明を聴くこと ができる。

(報酬等)

第6条 委員が会議に出席した場合には、県の規定により報償費及び旅費を支給するものとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康福祉部健康福祉政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成29年5月16日から施行する。